

## 重点地区景観計画 日の出地区

地区の名称 日の出地区	
地区の区域及び面積 (法第8条第2項第1号) 地区の区域 清水区港町1丁目他 面積 約12.8ha	
指定年月日 平成20年10月1日	

## 1. 景観形成の目標及び方針 (法第8条第2項第2号)

本地区は、清水港の港湾機能の一翼を担い、水辺の近接性や富士山への眺望等を活かした、港町の景観形成のシンボリックな役割を担う重要な地区です。このため、清水港港湾計画や、清水港・みなと色彩計画等の関連計画との連携や整合性を図りながら、景観形成に取り組むこととします。なお、これら計画の見直しや変更があった場合には、必要に応じて、景観形成の目標・方針の見直しを行います。

## 1) 景観形成の目標

本地区は、清水港のほぼ中央部に位置し、港湾機能の一翼を担いつつ、商業・業務施設が集積し、賑わいのある景観が形成された地区です。また、清水港の歴史や文化、海辺への近接性を活かし、公園や広場などのオープンスペースが形成され、多くの市民に親しまれている地区です。このような地区の特性を踏まえ、景観形成の目標を次の3点とします。

- |    |   |
|----|---|
| 目標 | ：海の玄関口にふさわしく、港町のシンボルとなる景観形成             |
| 目標 | ：広域交流拠点として、賑わいと風格があり、活力あふれる景観形成         |
| 目標 | ：清水都心に近接したウォーターフロントとして、親しみや潤いを感じられる景観形成 |

## 2) 景観形成の方針

### 土地利用の方針

本地区は、再開発事業等により、公共施設の整備と商業・業務施設への転換が進められ、清水港の玄関口として、広域的な交流拠点の役割を担ってきました。今後も、このような機能を維持し、よりその拠点性を高めるために、エスパルス通りや清水駅周辺等との回遊性を持たせながら、建築物の低層階には、商業施設や賑わいを与えるような施設の配置・転換に努めます。また、海への近接性を生かし、親水性のある開放的な空間を創出します。

### 道路・公園等に関する方針

公共施設（道路・緑地等）は、再開発事業等により整備された水準を維持し、補修や新たな整備に際しては、現在と同等の素材の活用等を行います。また、多くの人が行き交う場等では、出会いや交流が演出できるよう、素材や色彩に十分な配慮を行うとともに、施設と調和した再整備に努めます。

街灯やサインなどの施設は、周辺のまち並みとの調和した規模、素材・色彩とするとともに、富士山への眺望景観に配慮した配置とします。

### まち並み形成の方針

建築物は、隣接する港湾施設との連続性や海上からの見え方に配慮し、中低層を基調とした親しみやすく、港町らしいまち並みを形成します。また、海への見通しや富士山への眺望、海上や有度山等の主要な視点場からの眺望景観に配慮し、建築物の外観は、その付属施設・設備が一体的となるよう努めます。

しみずマリロード（国道149号）沿道では、隣接する建物や街区と協調し、低層部の開口部を広くとるなど、魅力的な沿道景観を形成します。

### 色彩に関する方針

清水港・みなと色彩計画との整合を保ちながら、本地区の個性と魅力を高め、快適性と活力のある港を感じさせる色彩景観を形成します。



### 屋外広告物の掲出に関する方針（法第8条第2項第5号イ）

屋外広告物は、魅力ある商業空間の演出に欠かせない要素です。屋外広告物は、建築物と一体となった質の高いデザインとするとともに、表示や掲出にあたっては、次の事項に配慮します。

#### 【屋外広告物の配慮事項】

- ・位置や面積は、建築物とのバランスがとれたものとし、できる限り集約化します。
- ・色彩は建築物の外壁の基調色との調和に努めます。
- ・電飾設備を有するものは、夜間景観に配慮するとともに、光源が激しく点滅するものや液晶の広告物は設置しないものとします。
- ・建築物の壁面、塀等に直接文字を表示する場合は、切り文字とするように努めます。
- ・野立て広告は、道路景観の連続性を妨げず、威圧感のないものとします。
- ・屋上広告物や突き出し広告は設置しないように努めます。また、窓面を利用する広告物、立て看板、のぼり旗、貼り紙は掲出又は表示しないものとします。

### 緑化に関する方針

清水港における緑の拠点にふさわしく、敷地内の緑化を促進し、水辺や緑地・オープンスペースと一体となった潤いのある景観を形成します。そのため、エントランス周辺には、シンボルとなるような中高木の配置に努めるとともに、道路に面する部分や低層部には、低木の植栽や花鉢を設置するなど、緑豊かで潤いのある空間を創出します。また、駐車場や駐輪場の外構の緑化に努めます。

しみずマリンロード（国道149号）の沿道では、良好な街路景観を形成するため、街路樹と一帯となった中・高木の連続的な配置に努めます。

### サイン、ストリートファニチャーに関する方針

サインは、建築物ごとに共通のものとし、施設全体で分かりやすく、かつ調和のとれたものとします。

また、道路に面する部分などでは、ストリートファニチャーの設置等により、まち並みに表情をつけ、明るく楽しい空間の創出に努めます。

### 夜間景観に関する方針

海や港の雰囲気高め、魅力的な夜間景観の演出となるように努めます。

### 景観管理に関する方針

良好な景観を維持するため、施設や緑化等の適切な管理に努めます。



## 2. 景観形成基準（法第8条第2項第3号）

### 1) 建築物の形態意匠

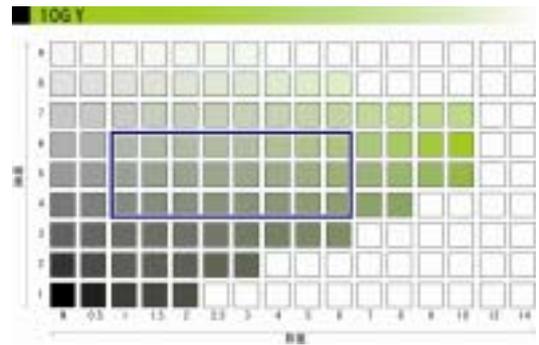
建築物の配置等	海沿いの建築物は、海辺に人が憩えるように空地などの確保に努める。 主な道路や親水空間に面する部分は、歩行者空間として一体的に活用できるように、段差や垣・柵等の遮蔽物は可能な限り設けない。 壁面後退部分の仕上げは、隣接する道路等と調和した材質、色彩、デザインとなるよう工夫する。
屋根・屋上	建築設備は、道路や海から直接望見できない位置に集約的に配置し、ペントハウスは建築物と一体的なデザインとするなど、軽快なスカイラインを形成する。やむを得ない場合は、建築物と一体化したデザイン・色彩のルーバー等により修景する。
外壁	建築物の意匠は、隣接する臨港地区内の施設との調和に配慮し、隣接する建築物相互のデザインの協調に努める。 低層部は、開口部を広くとるなど、明るく開放的な意匠とする。 素材は、経年変化を考慮するとともに、維持管理の容易な材料を使用する。 長大な壁面は、建築デザイン、材料、色彩などにより分節化を行う。
立体駐車場	周辺の建築物のデザインや色彩との調和に努める。 道路に面する部分は、緑化やルーバー等により修景する。
建築設備等	建築設備や屋外階段は、建築物と一体的なデザインするとともに、道路及び海から直接望見できない位置に設置する。やむを得ない場合は、植栽や建築物の外壁と調和した色彩のルーバー等による修景を行う。
色彩	建築物の屋根及び外壁等の外観の色彩は、次のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 (1) 屋根の色彩 屋根の色彩は、緑色や緑青色などとし、別表の範囲とする。 (2) 外壁の色彩 外壁の基調色は、生成り色、ベージュ及びれんが色などとし、別表の範囲の色彩とする。 (3) 清水港を代表する色彩（シンボルカラー） 外壁等の一部に清水港を代表する色（シンボルカラー）として、別表の色彩（アクアブルー及び白）を用いるように努めるものとする。
日よけテント等	日よけテントやフラッグを設ける場合は、建物ごとにデザインや色彩等を統一する。

## 2) 工作物等の形態意匠

自動販売機	自動販売機は、建築物の中に組み込む。 やむを得ず屋外に設置する場合は、色を5Y7.5/1.5とする。
照明	建築物や植栽、ストリートファニチャー等をライトアップする場合は、隣接する施設相互の照明や歩行者に配慮し、効果的な夜間景観の演出に努める。
ストリート ファニチャー	彫刻やベンチなどのストリートファニチャーを設置する場合は、アイストップになる箇所や歩行者空間に隣接する箇所等に配置し、過剰なデザインとしない。
緑化	エントランスの周辺などには、高木の配置に努める。 歩行者空間や親水空間に面する敷地では、四季折々の花や中低木等を植栽する。 しみずマリンロード(国道149号)の沿道では、中高木の植栽、駐車場・駐輪場等の緑化に努める。

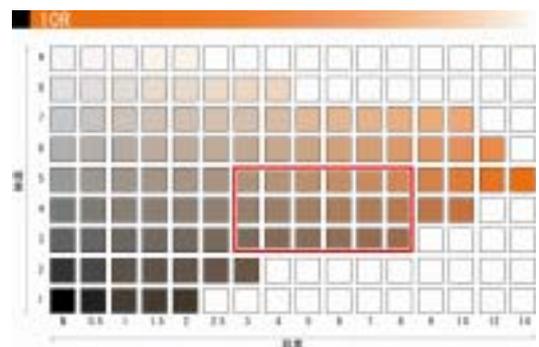
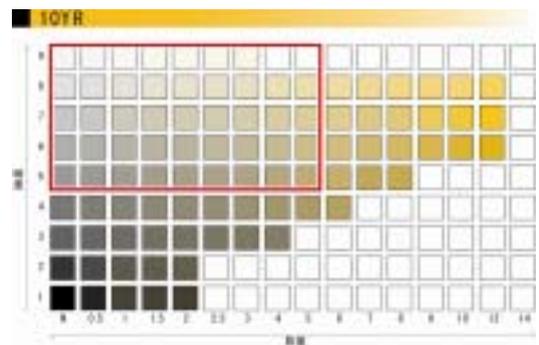
屋根の色彩基準

色相	明度	彩度
10GY ~ 10G	4 ~ 6	1 ~ 6



外壁の色彩基準

色相	明度	彩度
10YR ~ 5Y	5 ~ 9	5 以下 (無彩色を含む)
10R ~ 5YR	3 ~ 5	3 ~ 8



清水港を代表する色彩（シンボルカラー）

色相	明度	彩度
10B	7	8
N	9.5	-

